

令和8年4月17日

事業者 各位

松本市 保育課長

松本市地域型保育事業設置運営事業者公募に係る
国補助金実施要綱の改正について（周知）

標記の件につきまして、小規模保育事業所の整備を対象とする国の補助金実施要綱（保育対策総合支援事業補助金）が「認可保育所等設置支援等事業の実施について」の一部改正について」（令和8年4月8日こ成第321号こども家庭庁成育局長通知）のとおり改正されましたので周知いたします。

記

1 改正内容

(1) 対象補助金

保育対策総合支援事業補助金（小規模保育施設を自己所有又は賃貸物件等の既存物件の改修により設置する場合）

(2) 内容

賃貸物件により事業を行う場合、借地借家法第38条に規定する定期建物賃貸借契約であるときは補助の対象外となります。

改正内容詳細は別紙をご確認ください。

2 その他

- (1) 今後も国等の要綱改正により補助内容が変更になる可能性があります。
- (2) 当該改正に伴う質問については第二次質問により受け付けます。

松本市こども若者部保育課保育担当
担当 原、白井
電話 34-3000
33-9856（直通）
メール jidou@city.matsumoto.lg.jp